

事業者にかかる 固定資産税を免除します

市では、企業誘致の促進と、産業振興や雇用拡大のため、固定資産税を課税免除する特例を設けています。免除を受けるためには申請が必要です。

- 対象Ⅱ製造業・ソフトウェア業・旅館業（下宿営業を除く）を行うための特別償却設備（家屋やその家屋が建つ部分の土地、事業に使用する償却資産で機械・装置）を新・増設した事業者。
- 免除される固定資産（適用基準）Ⅱ平成22年1月2日から翌23年1月1日までに新・増設した特別償却設備で、取得価額の合計額が2、700万円を超えるもの。

2)へお尋ねください。
●なお、企業誘致や地場産業の振興のための優遇制度（工場等の建設費や用地の取得費の補助、雇用奨励金などの交付）も設けています。
※詳細は本庁（別館）・商工観光課産業支援係（内線2557）へお尋ねください。

償却資産申告について

償却資産とは、土地・家屋以外の事業用の資産のことで、その減価償却費（額）は所得税法または法人税法による所得の計算上、必要経費または損金に算入されるものです。

償却資産を持っている人は、1月1日現在の償却資産の状況を毎年1月31日までに償却資産が所在する市町村に申告しなければなりません。また、申告する際、法人は固定資産台帳や法人税申告書などをもとに、個人は所得税の申告（確定申告）における減価償却明細や固定資産を管理している帳簿などをもと

献血にご協力を お願いします

に、それぞれ申告してください。
●なお、対象者には申告書類を12月中旬に送付しています。

新たに申告が必要となる人で、申告書がない場合は送付しますので、本庁・固定資産税課へご連絡ください。
※詳細は本庁・固定資産税課固定資産係（内線1152）へお尋ねください。

■持参品＝献血カード（献血手帳）または身分証明書。
※いずれも400ml献血のみとなります。

期 日	時 間	場 所
2/1	9:00~12:00	牛深支所
	13:00~16:00	
2/2	9:00~11:30	JAあまくさ西統括支所 (河浦町)
	12:30~15:00	

【問い合わせ先】天草中央保健福祉センター ☎243737

消費生活相談員を募集します!

市では、訪問販売や電話勧誘販売などによる消費トラブルや多重債務などの相談に応じたり、各地域や団体への研修会などを行う「消費生活相談員」を配置しており、今回、同相談員を募集します。

- 勤務場所・予定人員＝天草市消費生活センター（天草宝島国際交流会館ポルト内）…1人。
- 応募資格＝次のいずれにも該当する人①消費生活相談に関する資格を持っている人、または県などが実施する消費生活相談員養成講座を受講できる人②普通自動車の運転免許を持っている人③パソコン操作ができる人。

【問い合わせ先】本庁・商工観光課商工振興係（天草宝島国際交流会館ポルト内）☎241155

- 雇用期間＝4月1日から平成24年3月31日まで。
- 勤務時間＝月曜から金曜日まで（祝日を除く）の午前9時から午後3時まで（週25時間）。
- 報酬など＝月額10万3,800円（交通費別途支給）。
- 試験内容＝面接。申込者に後日連絡します。
- 申込方法＝市販の履歴書に必要事項を記入し、2月15日㊦（必着）までに、〒863-0023 市内中央新町15-7 天草市役所・商工観光課商工振興係（天草宝島国際交流会館ポルト内）へ郵送または持参してください。

天草文化交流館製作体験講座

陶板で表札・名札・ルームプレートを作ってみませんか!

自分の名前や部屋の名前を書いた陶板に、細かく砕いた色とりどりのガラスを敷き詰めて窯で焼き、ガラスでコーティングしたネームプレート作りの講座を開きます。オリジナルのネームプレートの製作に、ぜひ挑戦してみてください。

- ▶と き＝〔成形〕1月29日㊤9:30～〔絵付け〕2月19日㊤9:30～（※各2時間程度）。
- ▶ところ＝天草文化交流館。

- ▶講 師＝野崎秀登氏（鬼池焼光窯）。
- ▶定 員＝20人（先着順）。
- ▶参加料＝1人1,000円（1枚20×15cm程度）。
- ▶申込方法＝電話またはFAX（住所、氏名、電話番号を記入）で、1月23日㊤までに天草文化交流館☎・FAX☎5665へお申し込みください。



【問い合わせ先】天草文化交流館 ☎245665

～林道今田線開設事業の「継続」を答申～

市では、公共事業の効率性と実施過程の透明性の向上を図るため、「天草市公共事業再評価審議会」を設置しています。

同審議会では、審議対象とした河浦町の「林道今田線開設事業」について、平成22年10月から、事業内容の審議や現地視察を実施。同年11月30日に、中川竹治・同審議会会長が審議の結果を安田市長に答申しました。市では、この答申を尊重し、事業を進めていきます。

【答申内容】

- 林道今田線開設事業を「事業継続」とする市の対応方針を妥当と判断する。
- ※付帯意見…コスト縮減、自然環境への配慮と地形を考慮した施工に努め、早期に完成させること。

【問い合わせ先】本庁（別館）・道路整備課庶務係（内線2609）／農林整備課林務係（内線2592）

【事業の要旨】

林道今田線の周囲には、面積約166ヘクタールの森林が広がっていますが、そのうちの78%はスギやヒノキなどの人工林であり、その多くが伐採適齢期にあるか間伐が必要な状態にあるため、計画的な森林施業が求められています。

しかし、この地域には森林整備の基盤となる林道が未整備であるため、平成13年度から国の補助を受けて林道開設事業（施工延長5,965メートル）を始め、本年度末の進捗率は73%を見込んでいます。

この林道は、集落間を結ぶ生活道路や災害時の回路としても期待されており、早期完成に向けて事業を進めています。

ご存じですか？ 障害者控除対象者認定

身体障害者手帳や療育手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、障害者控除対象者に認定されると、所得税と市・県民税の障害者控除を受けることができます。

ただし、控除を受けるには、市が発行する「障害者控除対象者認定書」が必要です。対象となる人は同認定書の交付申請をしてください（なお、身体障害者手帳などをすでに持っている人は、申告の際に手帳を提示することで控除が受けられますので、同認定書は必要ありません）。

また、介護認定を受けていない人は、医師の診断書や意見書が必要になりますので、事前に本庁・社会福祉課へご相談ください。

■対 象＝市内在住の65歳以上の人で、次のいずれかに該当する人。
【障がい者】

- ①身体障害3～6級に準ずる障がいがある人

【問い合わせ先】本庁・社会福祉課障がい福祉係（内線1181）／高齢者支援課高齢者福祉係（内線1191）

②知的障害の軽度・中度に準ずる障がいがある人【特別障がい者】

- ③身体障害1・2級に準ずる障がいがある人
- ④知的障害の重度に準ずる障がいがある人
- ⑤寝たきりの高齢者

■控除額＝下表のとおり。

	所得税	市・県民税
障害者控除額	27万円	26万円
特別障害者控除額	40万円	30万円

■申請方法＝①～④は本庁・社会福祉課、⑤は本庁・高齢者支援課に備え付けの申請書に必要事項を記入し、同課へ提出してください（牛深支所・保健福祉課とその他の支所・市民生活課でも申請できます）。

※認定結果は後日、郵送で通知します。